

令和5年度

女性に対する 暴力をなくす運動

11/12(日)～11/25(土)



毎年11月12日から25日までは、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。これは1994年にアメリカで、DV・虐待などの被害者の集まりが始めた暴力追放キャンペーンがもとになっています。パープル（紫）色のリボンを身につけることで「暴力のない世界にしたい」という気持ちや、被害者に対する理解・支援をさりげなく意思表示します。

人権とは、人が人として尊重される権利のことです。配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪・性暴力、セクシャルハラスメントなどの女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題です。

ぴゅあ館では、県民の皆様が女性に対する暴力についての理解と関心を高めていただき、暴力の未然防止・早期発見につなげていくため、この期間を中心に啓発キャンペーンを実施します。

パーズルリボン・オレンジリボンを募集します

女性に対する暴力根絶のシンボルである「パーズルリボン」や児童虐待の根絶を訴える「オレンジリボン」を、あなたも作りませんか。暴力を無くそう！という思いを込めて、展示パネルを飾ってください。



DV問題を考える講演・報告・ディスカッション 「DV被害を受けた女性と子どもへの支援」

日時：12月18日（月）13：30～16：00

場所：ぴゅあ総合大研修室

オンライン受信会場あり（ぴゅあ峡南、ぴゅあ富士）
オンライン参加も可能

○講演「DVと子ども、そして子どもの性暴力被害と支援」

講師：北仲千里さん（全国女性シェルターネットワーク共同代表）
※オンライン講演

○報告・ディスカッション～まとめ

北杜市役所 鶴田竜也さん
地域総合子ども家庭支援センター・テラ 北村輝子さん
女性の人権サポート・くろーばー 青柳明美さん

申込みは
こちらから



参加はすべて
無料です

DV防止啓発パネルの展示

多くの方にDVについての理解が広がり、悩んでいる方が相談支援につながるできるよう、ぴゅあ館でパネル展示を行います。パープルやオレンジのリボンで展示を飾ってもらうコーナーもあります。

ぴゅあ総合 11月1(水)～11月30日(木)1階ロビー

ぴゅあ峡南 11月1(水)～11月30日(木)展示スペース

ぴゅあ富士 11月12(日)～11月19日(日)

河口湖ショッピングセンター1階セントラルコート

11月20(月)～11月30日(木)

都留市ふるさと会館2Fロビー（ぴゅあ富士 仮事務所）

山梨県DV防止啓発講演会

「DVをなくすために」

～困窮世帯への伴奏支援の中で子どもや親から学んだこと～

日時：11月11日（土）14：00～16：00

講師：土屋匠宇三さん

（一般社団法人 彩の国子ども・
若者支援ネットワーク代表理事）

場所：ぴゅあ総合大研修室

申込みは
こちらから



お問い合わせ

山梨県立男女共同参画推進センター

ぴゅあ総合

〒400-0862 甲府市朝氣1-2-2
TEL:055-235-4171 FAX:055-235-1077
Mail:sogoevent@yamanashi-bunka.or.jp

ぴゅあ峡南

〒409-2102 南巨摩郡南部町福士2700-18
TEL:0556-64-8012 FAX:0556-64-8015
Mail:pure-kyonan@yamanashi-bunka.or.jp

ぴゅあ富士

〒402-0052 都留市中央3-9-3
TEL:0554-45-1666 FAX:0554-45-1663
Mail:pure-fuji@yamanashi-bunka.or.jp

ドメスティック・バイオレンス (DV) とは？

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。

「ドメスティック・バイオレンス」の用語については、明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」という意味で使用されることが多いです。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「DV 防止法」と呼ばれることもあります。（内閣府男女共同参画局のホームページから引用。
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/dv/index.html 最終閲覧・確認 2023/10/15）

暴力って？

「暴力」といっても、殴る・蹴る・物を投げつけるといった「身体的暴力」だけではありません。暴言・無視・生活費を渡さない・電話やメールをチェックするといった「精神的暴力」、性的行為を強要する・見たくないポルノ雑誌を見せられる・避妊に協力しないといった「性的暴力」などがあり、これらが単独で行われる場合もあれば、複数の「暴力」が重なって起こる場合もあります。

暴力は、重大な人権侵害であり、ケガなどの身体的影響や PTSD（心的外傷後ストレス障害）といった精神的影響だけでなく、DV の現場を目撃した子どもに対しても深刻な影響を与えます。

DV を知ろう

DV 被害者自身が「相談するほどではない」「自分がまんすればいい」「どこに相談すればよいのかわからない」と思っていることもあります。

私たち一人一人が DV について知ること、万が一自分が被害にあったときも、家族や親しい人が被害にあっていることがわかって、すぐに対応できるでしょう。この機会に DV について考えてみませんか。

● 県内の DV 相談機関 ●

山梨県女性相談所（月～金）

TEL 055-254-8635（相談専用）

電話相談 9:00～20:00 面接相談 9:00～17:00

男女共同参画推進センター女性総合相談

第2・4月曜日を除く毎日

TEL 055-237-7830（相談専用）

電話相談 9:00～17:00 面接相談 9:00～16:00

男性のための電話相談

TEL 055-225-3067 毎月第1日曜日 13:00～17:00

統計によると

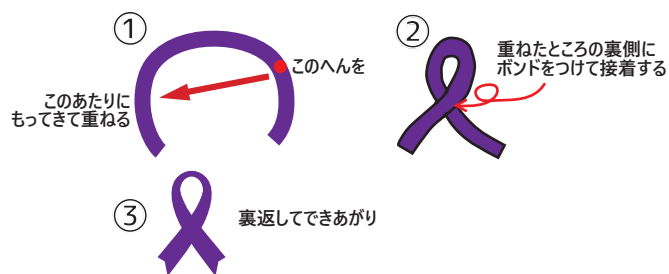
内閣府男女共同参画局が令和5年7月に発表した「女性に対する暴力の現状と課題」によると、女性の約4人に1人は配偶者から被害を受けた経験があるものの、被害を受けた女性の約4割はどこにも相談していませんでした。ぴゅあ総合の女性総合相談を含む、全国の「配偶者暴力相談支援センター」に寄せられた令和4年度のDV相談件数は122,010件で、ここ数年高水準で推移しています。

相談者の年齢層は、30代・40代が半数以上を占めており、相談内容の約6割が精神的DVを含んだ相談でした。

被害を受けた女性が、相手と「別れたい（別れよう）」と思ったが別れなかった理由として、7割が「子供がいる」「子供のことを考えたから」、5割が「経済的な不安があったから」と回答し、困難な状況から逃れることが難しい女性の姿が浮かび上がりました。

パープルリボンの作りかた

20cm ぐらいの長さが作りやすいです



やまなし性暴力被害者サポートセンター かいさばもこ（月～金）

TEL 055-222-5562 短縮 #8891

電話相談 9:00～17:00

（17:00以降、土日祝日は国のコールセンターにつながります）

秘密は守られます。
ひとりで悩まず、
相談してください。